

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	広瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	山田利夫君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	後藤省治君
11 番	富田栄次君	12 番	栗田利朗君
13 番	丹羽豊次君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	中川満也君	副町長	永澤幸男君
総務課長	早野博文君	企画調整課長	高橋伸行君
税務課長	木下誠司君	健康福祉課長	片岡兼男君
住民課長	北村嘉彦君	建設課長	山口哲司君
産業課長	太田宣男君	上下水道課長	立川昭雄君
会計管理者兼 会計課長	栗本純治君	消防主任	廣瀬太佳夫君
教育長	和田満君	学校教育課長	木全豊君
生涯学習課長	衣斐修君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚康孝	書記	渡部善充
書記	森田唯		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 報告第5号 平成28年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第3 議第58号 専決処分の承認について

日程第4 議第59号 平成28年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

日程第5 議第60号 垂井町総合計画条例の制定について

議第61号 垂井町監査委員条例の一部改正について

- 議第62号 垂井町個人情報保護条例の一部改正について
- 議第63号 垂井町介護保険条例の一部改正について
- 議第64号 垂井町町営土地改良事業分担金の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 議第65号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 議第66号 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議第67号 垂井町水道事業給水条例及び垂井町簡易水道給水条例の一部改正について
- 議第68号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第2号）
- 議第69号 平成29年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第70号 平成29年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 議第71号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第72号 平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（角田 寛君） おはようございます。

これより平成29年第 5 回垂井町議会定例会を開催し、直ちに本会の会議を開きます。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から15日までの15日間といたしたいが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので、御承知願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、1番 太田佳祐君、2番 広瀬隆博君を指名します。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これにより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（角田 寛君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情 1 件及び検査結果の報告が 2 件ありました。印刷してお手元に配付してありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第 2 報告第 5 号 平成28年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（角田 寛君） 日程第 2、報告第 5 号 平成28年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、報告第 5 号 平成28年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第22条第 1 項の規定により、監査委員の審査意見をつけて議会に報告するものでございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） ただいま提案されました報告第5号 平成28年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、補足説明をさせていただきます。

まず、お手元に配付してございます議案書を1枚めくっていただきたいと思ひます。

平成28年度の報告書の次ページには、監査委員の意見をつけて御報告させていただいておりますのでよろしくお願ひいたします。

まず初めに、資料の3ページの次でございます財政指標の垂井町会計区分のイメージのページをお開き願ひたいと思ひます。

縦に矢印で表記してあるものでございますが、それぞれの指標がどの会計に及ぶか、またどの会計を対象にした比率であることを示した資料でございます。よろしくお願ひをいたします。

まず、実質赤字比率でございますけれども、縦にずうっとござひますが、一般会計と不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率についてをあらわしてござひます。

次に、連結実質赤字比率につきましては、垂井町の全会計を対象に、実質赤字または資金不足額の標準財政規模に対する比率についてを、それから実質公債費比率につきましては、一般会計が負担いたします元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率についてを、また将来負担比率につきましては、町が加入いたします一部事務組合等も含めまして、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率についてをそれぞれ示すものでござひます。また、公営企業会計におけます資金不足比率でございますが、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率ということで、以上それぞれの指標が今申しました会計区分ごとに計算されることとなっております。

冒頭に、まず会計区分のイメージについて御説明を申し上げました。

それでは、もう一度議案書に戻りますが、議案書の表紙の次の報告書をごらんいただきたいと思ひます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、この条文につきましては、実質赤字比率から将来負担比率、この表でいきますと、上段の表に書いてござひます4つの指標でございます。それから、及び第22条第1項の規定によりの規定と申しますのは、その下段にござひます表でございますが、水道事業会計から農業集落排水事業特別会計までの4つの会計におきます資金不足比率を規定したものでござひます。

ただいま申しましたこれらの平成28年度における健全化判断比率と資金不足比率について、次のとおり御報告をさせていただくものでござひます。

初めに、垂井町の健全化判断比率でございます。

報告書をごらんになっていただきますと、対象となる項目につきましては、実質赤字比率を初め、将来負担比率までの4項目から成っておりまして、その右側に、参考といたしまして国の基準値でございます早期健全化基準、それから財政再生基準の2つの基準を掲げております。

これらの数値を超える比率となった場合には、財政上の制約が出てくるというものでございまして、健全性が保たれているか否かの判断基準のもとになるということでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、順次御説明させていただきますが、まず上段の表の実質赤字比率でございまして、

冒頭に添付資料にある会計区分のイメージについて触れさせていただきましたが、一般会計と不破郡障害者総合支援認定審査会の特別会計が対象となっておりますのでございまして。これらの会計を対象とした実質赤字が、標準税率で算定いたしました税収入に、各種譲与税などの税外収入と普通交付税を加えた額、いわゆるこれらを総称いたしまして標準財政規模と用語では申しておるわけでございまして、その標準財政規模に対する赤字がどれほどあるかといった比率を求めるものでございまして、それぞれの会計ごとの黒字か赤字かを判断する指標でございまして。御案内のとおり、垂井町の一般会計、それから先ほど申しました不破郡障害者に係ります特別会計につきましては、お配りしてございます決算書、あるいは決算資料にも出てまいりますけれども、いずれも黒字でございまして、赤字でないことから、バーの表示とさせていただきます。お配りしてございます。

続きまして、連結実質赤字比率でございまして、

こちらは資料の会計区分イメージにありまして、普通会計、それから公営企業会計までに及ぶ指標でございまして。垂井町で管理をしております会計全体を対象にしたものでございまして、これらの実質赤字の標準財政規模に対する比率がどうであるかということでございまして。当町におきましては、全ての会計におきまして赤字ではございませんことから、これらにつきましても先ほどと同様、バーの表示とさせていただきます。

続きまして、実質公債費比率でございまして、

こちらにつきましては、垂井町の会計、そのほか垂井町が加入をしておりますそれぞれの組合等も対象になってくるものでございまして。一般会計とそれぞれの会計が負担いたします起債の元利償還金、それから一般会計から特別会計あるいは組合へ繰り出し、あるいは負担をしております経費の中で起債の償還に充てられた、いわゆる準元利償還金の額と申しておりますが、これらの合計額が標準財政規模に対してどれくらいなのかといったことを示す数値でございまして。こちらにつきましては、3カ年の平均になっておりますが、記載してございますように3.9%という数値になっております。右側の欄の参考基準で早期健全化基準で25%、財政再生基準で35%という数値になっておりますが、いずれもその基準値を下回っている状況下でございまして、

ちなみに、この3.9%でございまして、前年度につきましては5.8%でございまして、1.9ポイント減少したわけでございまして、平成22年度以降、毎年減少に転じておるような状況にございまして、

続きまして、将来負担比率でございまして、

こちらにつきましては、今まで申し上げました会計のほかに、垂井町土地開発公社の会計も

対象になってくるわけですが、それぞれの会計が将来にわたって負担をすべき実質的な負債が標準財政規模に対してどのくらいあるかといった比率をあらわすものでございます。ごらんのように、13.8%という数値になっておりまして、参考といたします早期健全化基準350%と比較いたしましても、その数値を大幅に下回っておる状況でございます。これらの数値につきましては、前年度は13.9%でございました。前年度比で0.1ポイントの減となっておりますが、なお安全な範囲で推移していると、そのような分析をしておるところでございます。

次に、資金不足比率について御報告をいたします。

下段の表でございますが、ごらんのように水道事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の4会計がそれぞれ対象となっておりますのでございます。各会計ごとの事業に対する資金不足がいかほどかということでございますが、いずれの会計も黒字でございまして、資金不足は生じていないといったことから、指標としてあらわすことができないことからバーの表示とさせていただきます。

以上、垂井町の健全化判断比率、そして資金不足比率について御報告を申し上げたところでございます。国が示しております早期健全化基準、そしてまた財政再生基準と比較をいたしましても、いずれもそれぞれ基準を下回っておるということから、現在のところ町の財政、そしてまた経営の健全性は保たれているものと、そのように判断をいたしておるところでございますので、何とぞ御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） お尋ねいたします。

ただいま説明がありましたが、たしかこの5年間で以下年々減ってきているということなんですが、これは償還といいますか、何か大きな事業の返済が終わったものがあるのか、そのあたりをもう少し具体的に、これから先の計画もあります、それについてお尋ねしたいと思います。

それと、標準財政規模というのは一定というか、変わっていないということによろしいでしょうか。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 富田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、2点目の御質問の標準財政規模のお尋ねでございましたが、決算資料でございます、まず1ページをごらんになっていただきたいと思います。下段の表の一番右になると思いま

すが、22年度以降の標準財政規模についての記述をしてございますので、そちらのほうをお目通しいただきたいと思っております。

それから、健全化判断比率の実質公債費比率、そしてまた将来負担比率、それぞれ前年度をわずかでございますけれども、ポイントが下がっているということについてのお尋ねでございますが、まず実質公債費比率につきましては、先ほど申しましたように5.8%から3.9%に減少いたしましたところでございます。その要因につきましては、一般会計での元利償還金の減少、約4,900万円ほどございましたが、これが大きな一つの要因ではないかということで考えておるところでございます。

それから、将来負担比率につきましては、一昨年13.9%から13.8に減少したというふうに御報告申し上げました。将来負担分として多くを占めております一般会計の地方債の残高でございますけれども、2億3,000万円ほど増加しておる一方で、将来負担比率が微減となったということでございます。

公共下水道の起債の残高が5,000万円ほど減少したことにより、いわゆる町が負担すべき額として計上されます公営企業の企業債の繰り入れ見込み額が4,000万円ほど減少したことが、わずかなポイントでございますけれども、減少したというふうに理解をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

日程第3 議第58号 専決処分の承認について

○議長（角田 寛君） 日程第3、議第58号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第58号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

去る平成29年7月3日午前9時10分ごろ、大石地内において町有自動車は方向転換のため後進する際、駐車していた相手方自動車と接触し破損をさせた事故について、平成29年8月1日、地方自治法第179条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

細部につきましては、住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 住民課長 北村嘉彦君。

〔住民課長 北村嘉彦君登壇〕

○住民課長（北村嘉彦君） 議第58号 専決処分の承認につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、事故の発生状況から御説明を申し上げます。

去る7月3日の午前9時10分ごろでございますが、クリーンセンターのごみ収集車が燃えるごみの収集中に、垂井町大石字米野876番1地先、ごみステーションの設置してあります駐車場敷地において接触事故を起こしたものでございます。

具体的には、ごみ収集車が町道新垂井岩手線を西から東に向かって進み、大石地内の下之橋の南東側に設置してありますごみステーションに収集してありましたごみを収集するため、駐車場敷地にバックにて進入しようとしたところ、ごみ収集車右側後部が駐車してありました車両の左前方及び側面に接触し、損傷をさせた事故でございます。

相手方の車両でございますが、軽自動車で、乗車されている方はなく、幸いにも人身事故には至りませんでした。

なお、車両の損傷につきましては、左側助手席側の前方のバンパー部分、側面前方ドアミラーにへこみやすり傷等の損害を与えたところでございます。ごみ収集車につきましては、運転席側の後部が接触いたしました。が、修繕するに及ばず、現在も収集作業を継続しております。

事故の原因でございますが、道幅が狭い状況でバックにて駐車場に進入する際、左側に注意が集中し、右側後部の注意を怠ったことでございます。

相手方の損害でございますが29万660円で、過失割合と損害賠償額につきましては、双方協議の結果、当方が100%負担するという事で相手方損害額に対し全額を支払うため、去る8月1日になりますけれども、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分をさせていただきましたので、本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

事故の再発防止に向けまして、翌日、クリーンセンターの朝礼におきまして事故内容の報告と作業に係る事故防止について注意喚起をしたところでございます。

今後は、交通安全意識の徹底を図りまして、安全運転・安全作業に努めてまいりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いたします。

以上、私からの補足説明とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第58号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

しばらく休憩いたします。

午前9時23分 休憩

午前9時40分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

日程第4 議第59号 平成28年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

○議長（角田 寛君） 日程第4、議第59号 平成28年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第59号 平成28年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について、提案理由を御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度垂井町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付するものであります。

十分御審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第59号 平成28年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定については、10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することといたしたいが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することと決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会には、地方自治法第98条第1項の権限を委任することといたしたいが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会には地方自治法第98条第1項の権限を委任することと決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、太田佳祐君、広瀬隆博君、乾豊君、若山隆史君、山田利夫君、安田功君、後藤省治君、富田栄次君、栗田利朗君、丹羽豊次君、以上10人を指名いたしたいが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました10人の諸君を決算審査特別委員会委員に選任することと決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前9時44分 休憩

午前9時45分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

休憩中に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に丹羽豊次君、副委員長に太田佳祐君が互選されましたので、御報告いたしておきます。

-
- 日程第5 議第60号 垂井町総合計画条例の制定について
議第61号 垂井町監査委員条例の一部改正について
議第62号 垂井町個人情報保護条例の一部改正について
議第63号 垂井町介護保険条例の一部改正について
議第64号 垂井町町営土地改良事業分担金の賦課徴収に関する条例の一部改正について
議第65号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
議第66号 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
議第67号 垂井町水道事業給水条例及び垂井町簡易水道給水条例の一部改正について
議第68号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第2号）
議第69号 平成29年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第70号 平成29年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
議第71号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（角田 寛君） 日程第5、議第60号 垂井町総合計画条例の制定についてから議第72号 平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。
朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第60号から議第72号までを一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議第60号 垂井町総合計画条例の制定につきましては、垂井町まちづくり基本条例第13条の規定に基づく総合計画の位置づけ及び策定等に必要な事項を定めるため条例を制定するものであります。

議第61号 垂井町監査委員条例の一部改正につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、所要の改正を行うものであります。

議第62号 垂井町個人情報保護条例の一部改正につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の一部を改正する法律、並びに行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出、並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第63号 垂井町介護保険条例の一部改正につきましては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議第64号 垂井町町営土地改良事業分担金の賦課徴収に関する条例の一部改正につきましては、土地改良法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第65号 垂井町町営住宅条例の一部改正につきましては、公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令、並びに公営住宅法施行規則及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第66号 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議第67号 垂井町水道事業給水条例及び垂井町簡易水道給水条例の一部改正につきましては、水道料金の価格改定等に伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議第68号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1億6,797万9,000円を追加し、予算総額を93億3,110万

8,000円とするものであります。

補正いたしますものは、職員の異動等に伴います人件費の措置を行うほか、総務費では総務管理費におきまして、新庁舎建設工事用町産材に係ります原材料費につきまして増額措置をいたしました。また、戸籍住民基本台帳費におきましては、住民基本台帳システム改修業務に係ります委託料につきまして増額措置を行っております。

次に民生費では、社会福祉費におきまして、町社会福祉協議会補助金に係ります負担金、補助及び交付金、福祉医療費助成事業補助金の過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料、低所得者保険料軽減負担金等の過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料、介護保険特別会計への繰出金、自立支援給付支払等システム改修業務に係ります委託料につきまして、それぞれ増額措置を行っております。

また、児童福祉費におきましては、障害児通所給付費等審査支払手数料に係ります役務費、また養育医療費助成事業及び障害児施設給付等に係ります扶助費につきまして、それぞれ増額措置を行っております。

次に農林水産業費では、農業費におきまして、わな捕獲を中心とした捕獲体制のモデル事業補助金と、後継者等就農給付金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額措置をいたしました。

また、林業費におきましては、森林配置計画に係ります報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料と、観光景観林整備業務に係ります委託料につきまして、それぞれ増額措置をいたしました。

商工費では、関ヶ原古戦場統一看板設置工事に係ります工事請負費について増額措置をいたしました。

次に、土木費では道路橋りょう費におきまして、道路・舗装・路側改良工事に係ります工事請負費につきまして増額措置をいたしました。

また、河川費におきましては、河川整備工事に係ります工事請負費につきまして増額措置を行っております。

都市計画費におきましては、駅周辺施設の修繕に係ります需用費、駅南北広場防犯カメラ設置工事に係ります工事請負費につきましてそれぞれ増額措置をいたしました。

次に教育費では、小学校費におきまして、清流の国ふるさと魅力体験事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額措置をいたしました。

また、社会教育費におきましては、文化財保存修理事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額措置をいたしました。財源につきましては、国庫支出金、県支出金及び繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

次に、議第69号 平成29年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ547万5,000円を追加し、予算総額を35億7,547万5,000円

とするものであります。

補正いたしますものは、総務費では総務管理費におきまして、職員の異動に伴います給料、職員手当等及び共済費、また国保情報データベースシステム改修業務に係ります委託料につきましてそれぞれ増額措置をいたしました。

保健事業費では、特定健康診査等事業費におきまして、体組成測定器の購入に係ります備品購入費につきまして増額措置をいたしました。

諸支出金では、償還金及び還付加算金におきまして、過年度療養給付費交付金返還金に係ります償還金、利子及び割引料につきまして増額措置を行っております。財源につきましては、国庫支出金及び繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

続きまして、議第70号 平成29年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ294万8,000円を追加し、予算総額を5,234万8,000円とするものであります。

補正いたしますものは、事業費におきまして、栗原地内配水管布設工事に係ります工事請負費につきまして増額措置をいたしますとともに、予備費につきましても増額措置をいたしました。また、財源につきましては、分担金及び負担金につきまして増額措置をいたしております。

続きまして、議第71号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ39万4,000円を追加し、予算総額を11億9,603万7,000円とするものであります。

補正いたしますものは、公共下水道費におきまして、職員の異動等に伴います職員手当等及び共済費につきまして増額措置をいたしました。財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図っておる次第でございます。

最後に、議第72号 平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ785万1,000円を追加し、予算総額を23億5,585万1,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費では総務管理費におきまして、職員の異動に伴います給料、職員手当等及び共済費、また介護保険制度改正等システム改修業務に係ります委託料につきましてそれぞれ増額措置をいたしました。

また、保険給付費におきましては、高額医療合算介護サービス等費におきまして、高額医療合算介護サービス費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしました。財源につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

以上、細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、

御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 高橋伸行君。

〔企画調整課長 高橋伸行君登壇〕

○企画調整課長（高橋伸行君） ただいま上程されました議第60号 垂井町総合計画条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

昭和47年に制定された第1次総合計画から、平成20年に制定された第5次総合計画の策定時においては、地方自治法で総合計画の基本部分である基本構想について、議会の議決を経て定めることが法定義務として課せられておりました。

しかし、地方分権の改革の中で国と地方の関係は対等であると言われ、かつ身近な行政事務は市町村が主体的になって行うという考え方が導入され、市町村の自立性を重んじるという観点から平成23年に地方自治法が改正され、総合計画が必ずしも地方自治法上の義務ではなくなったところがございます。

一方、本町においては、平成22年に垂井町まちづくり基本条例を制定し、この条例には総合計画を策定することが規定されております。

したがって、ただいま上程されております条例案は、今後新たな総合計画を策定するに当たり、その策定方針や手続などについて規定するものでございます。

それでは、条例案本文の説明をさせていただきます。議案書をごらんください。

第1条は、趣旨でございます。総合計画の策定に関し、必要な事項を定めることを規定しております。

第2条は、定義でございます。第1号は、総合計画とは、垂井町まちづくり基本条例に規定する総合計画であり、基本構想とそれを実現するための施策の方向性を体系的に示した計画で構成する旨を規定しております。第2号では、基本構想は、町の将来像及びこれを実現するための基本方針を示す旨を規定しております。第3号では、住民とは、まちづくり基本条例第2条第1号に規定する住民である旨を規定しております。

第3条は、策定方針でございます。第1項では、総合的な見地から策定する旨を、第2項では、適切な計画期間を設定する旨を、第3項では、第1項及び第2項の規定は変更する際も準用する旨を規定しているものでございます。

第4条は、町政運営の基本方針を規定するもので、第1項では、町の事務は総合計画に即して行う旨を、第2項では、個別の計画は総合計画と整合が図られている旨を規定しております。

第5条は、総合計画策定審議会について規定するものでございます。第1項及び第2項では、垂井町総合計画審議会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき町長の附属機関として設置され、町長の諮問に応じ審議を行い答申を行う旨を、第3項及び第4項では、組織の人数と委員の任期を規定しています。また、第5項においては、組織及び運営に関し必要な事項を規則で定める旨を規定しております。

第6条は、審議会への諮問を規定するもので、町長は総合計画を策定・変更するときは、審

議会に諮問することを規定しています。

第7条は、意見の聴取でございます。住民にわかりやすく説明し、広く意見を聴取することを規定しています。

第8条は、議会の議決に関する規定でございます。町の将来像及びこれを実現するための基本方針から成る基本構想の策定・変更に関して、議会の議決を必要とする規定でございます。

第9条は、計画の内容を公表する旨を、第10条は、計画の実施に当たり必要な措置を講じ、その実施状況を公表する旨を規定するものでございます。

第11条は、本条例の施行に関し、必要な事項を別に定める規定でございます。

附則でございますが、第1項につきましては、本条例の施行期日を本年10月1日とするものでございます。

第2項は、現行の垂井町総合計画審議会設置条例を廃止するものでございます。

第3項は、現総合計画に関する経過措置でございます。

第4項は、現在の審議会委員は、本条例第5条第3項の規定に基づく委員とみなす旨を規定するものでございます。

以上、議第60号 垂井町総合計画条例の制定についての補足説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 総務課の所管に係ります議第61号及び議第62号について補足説明させていただきます。

まず初めに、議第61号 垂井町監査委員条例の一部改正についてでございます。

議案書並びに改正条例の新旧対照表につきましては、1ページをごらんになっていただきたいと思います。

今回の改正につきましては、地方自治法の改正によりまして当該条例が引用してございます規定に条ずれが生じることから、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条文について御説明をさせていただきます。議案書をごらんいただきたいと思います。

垂井町監査委員条例の一部を、次のように改正する。

第3条でございますが、請求または要求によります監査に関する規定中でございますが、このたび地方自治法243条の2が改正されまして、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関します規定がこのたび新たに追加され、現行の法「第243条の2」が、法「第243条の2の2」へ繰り下げとなりますことから、本条例第3条の規定において引用してございます箇所を改めさせていただくものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成32年の4月1日から施行するものでございます。

次に、議第62号 垂井町個人情報保護条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

す。

議案書並びに新旧対照表につきましては、1ページから3ページまでごらんになっていただきたいと思います。

今回の改正につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有いたします個人情報の保護に関する法律の改正によりまして、個人情報の定義の明確化、そしてまた要配慮個人情報の取り扱い等について見直しが行われたことから、これらの改正を踏まえ、本町の適正な個人情報保護対策を実施することから、関連いたします規定について所要の改正をお願いしたところでございます。

それでは、条文の中身について御説明をさせていただきます。

垂井町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条でございます。定義規定についての規定でございますが、第1号では個人情報について定義をしております。今回の法律の改正によりまして、個人情報の定義がより具体的で明確なものへと見直され、加えまして基礎年金番号、あるいは旅券番号等の個人識別符号が含まれる情報が個人情報に該当することとされたことから、本条例についても同様の解釈となりますよう関連いたします文言を改め、新たに台帳を追加させていただいたものでございます。

また、要配慮個人情報につきましても、より取り扱いに配慮を要する個人情報として法において新たに定義がなされましたことから、同様の定義を新たに1号追加させていただくものでございます。

なお、今申しました2つの号を新たに追加したことによりまして、第2条第2号以下の号につきまして、それぞれ2号ずつ繰り下げさせていただくものでございます。

また、第6条におきましては、第4項で収集を制限する個人情報に関して規定をいたしておりますが、先ほど御説明いたしました要配慮個人情報を定義化したことに伴いまして、これまで収集制限情報として扱ってございました情報が、このたび要配慮個人情報として定義した情報と重なりますことから、本条において関連いたします文言を要配慮個人情報へと改め、不要等になります各号につきましては、削除をお願いさせていただいております。

附則といたしまして、第1項、施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行する。

第2項でございますが、垂井町情報公開条例におきましても、個人情報について同様な規定がありますことから、それとの整合性を図る必要があることから、附則の第2項にて条例の一部改正の規定をお願いしたところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいま上程されました議第63号 垂井町介護保険条例の一部改正につきましては、健康福祉課所管ですので、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、介護保険法の一部改正に伴いまして、罰則規定のうち過料を科する相手方の範囲を拡大することについて改正をお願いするものです。

それでは、改正条例の説明に入らせていただきますが、お配りしてございます資料、新旧対照表の4ページも参考にごらんいただきたいと存じます。

改正の内容は、第15条中の「第1号被保険者」を「被保険者」に改めるもので、第1号の文言を削ることで第2号被保険者も対象に含めることとするものです。これは、法第202条第1項の規定に基づく被保険者等に対する町の調査権について、調査の行使に違反したものに対して条例で過料を科することができる相手方を、今までは第1号被保険者の配偶者及び世帯員と限定していたものを、被保険者とすることにより、第1号被保険者の限定を取り除き、過料を科することができる相手方の範囲に第2号被保険者の配偶者及び世帯員も対象に加えるというものです。

附則ですが、施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただくものです。

以上が、議第63号 垂井町介護保険条例の一部改正についてでございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 私からは、産業課所管に係ります議第64号 垂井町町営土地改良事業分担金の賦課徴収に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

本条例は、町営土地改良事業に要する経費について、当該事業の受益者に対し分担金を賦課徴収することについて、賦課の基準等の決定、賦課に対する審査請求、徴収延期及び減免について定められているところでございます。

改正の内容につきましては、土地改良法の一部改正に伴い、条項ずれを改めるものでございます。

議案書と新旧対照表の4ページをごらんください。

第2条第3項におきまして、土地改良法から引用する条項1カ所につきまして、法の改正に基づき、第113条の2第2項を第113条の3第3項に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を規定するものでございます。

以上、議第64号の補足説明とさせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） ただいま上程されました議第65号 垂井町町営住宅条例の一部改正につきましては、建設課所管でありますので、補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表でございますが、5ページと6ページをあわせてごらんいただき

いと思います。

このたび、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律の一部が施行され、公営住宅法施行規則が改正され、同日施行されました。

それでは、垂井町営住宅条例第14条収入の申告等につきましては、入居者が毎年収入を申告しなければならない旨を規定しております。

第2項におきましては、公営住宅法施行規則第8条、収入申告等の方法を引用しており、条項が第8条から第7条に改められました。なお、内容につきましてはの改正はございません。引用する条項ずれに伴う条例の整理をするものでございます。

続きまして、条例第26条家賃の特例。公営住宅の建てかえにより入居者が転居した際、家賃の特例について規定しております公営住宅法施行令第11条を引用しております。こちらも前条での説明と同様に、公営住宅法施行令が改正され、引用しております条項が第11条から第12条に改められました。なお、内容につきましてはの改正はございません。引用する条項ずれに伴う条例の改正の整理をするものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行させていただきたいと思っております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 上下水道課長 立川昭雄君。

〔上下水道課長 立川昭雄君登壇〕

○上下水道課長（立川昭雄君） 私のほうからは、上下水道課の所管に係ります議第66号及び議第67号について補足説明をさせていただきます。

初めに、議第66号 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

お手持ちの資料、新旧対照表6ページもごらんいただきたいと思います。

今回の改正は、水道事業の業務に従事する職員の議会の同意を要する賠償責任の免除規定につきまして、地方公営企業法第34条において準用しております地方自治法等の一部を改正する法律が本年6月に公布されたことに伴いまして、引用条項の改正を行うものでございます。

それでは、条文に入らせていただきます。

第5条中、「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第8項」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は地方自治法の施行日に合わせ、平成32年4月1日から施行するものでございます。

以上、議第66号 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

続きまして、議第67号 垂井町水道事業給水条例及び垂井町簡易水道給水条例の一部改正についてでございます。

水道事業につきましては、これまで経営の効率化と合理化を図りながら、常に安心・安全な水道水を安定供給するため、老朽管の更新や災害に備えた施設整備を実施する中で、現行の料

金体系を維持してきたところでございます。しかし、人口減少や節水型社会などによる生活環境の変化とともに、事業運営に必要な営業費用の高騰など、経営環境も大きく変化しております。

このような状況の中、将来に向けて安全な水道水を安心して御利用いただくため、基幹施設のさらなる耐震化の推進と、今後も到来する施設の更新需要に必要な財源を確保し、安定的かつ持続的な事業運営を行うため、上水道並びに簡易水道の水道料金の額の改定につきまして、それぞれ所要の改正をお願いするものでございます。

それでは、条文の説明に入らせていただきます。

第1条、垂井町水道事業給水条例の一部改正でございます。

お手持ちの新旧対照表は、7ページから8ページでございます。あわせてごらんください。

初めに、第22条では水道料金を算定する規定を定めておりまして、同条ただし書き中、「四捨五入する」を「、その端数金額を切り捨てる」に改めるものでございます。

次に、同条の表では、水道料金の算定につきまして、種別ごとに料金を規定しておりますが、表中、種別、口径別、基本水量、超過水量につきましては従前のおりでございます。今回、基本料金及び超過料金を改定するものでございます。

初めに、種別専用の基本料金でございます。

口径13ミリ「690円」を「880円」に、口径20ミリ「850円」を「1,080円」に、口径25ミリ「920円」を「1,160円」に、口径30ミリ「1,320円」を「1,660円」に、口径40ミリ「1,460円」を「1,840円」に、口径50ミリ「5,900円」を「7,400円」に、8ページ目に移っていただきまして、口径75ミリ「7,800円」を「9,800円」に、口径100ミリ「9,800円」を「1万2,300円」に、それぞれ改めるものでございます。

次に、7ページに戻っていただきまして、基本水量を超過した水量に対して規定しております超過料金でございます。

基本水量1立方メートル以上100立方メートルまでは、1立方メートルにつき「90円」を「110円」に、同じく100立方メートルを超え500立方メートルまでは、1立方メートルにつき「100円」を「130円」に、同じく500立方メートルを超えるときは、1立方メートルにつき「110円」を「140円」に改めるものでございます。

次に、種別、私設消火栓でございますが、新旧対照表は8ページでございます。

基本料金、超過料金ともに「250円」を「310円」に改め、種別、臨時用につきましては、使用水量1立方メートルにつき「110円」を「140円」にそれぞれ改めるものでございます。

次に、第26条は、料金の徴収方法及び納期を規定しておりますが、同条第1項中、納額告知書を納入通知書または口座振替の方法に改めるものでございます。

次に、改正条例第2条、垂井町簡易水道給水条例の一部改正でございます。

新旧対照表は、8ページの下段からでございます。

初めに、第8条で水道料金を算定する規定を定めておりますが、同条ただし書き中、「四捨

五入する」を「、その端数金額を切り捨てる」に改めるものでございます。

続きまして、別表第8条関係で、水道料金の算定につきまして種別ごとに料金を規定しておりますが、別表中、基本料金及び超過料金を改定するものでございます。

初めに、種別、専用給水装置、営農給水装置の基本料金でございます。

口径13ミリ「690円」を「880円」に、口径20ミリ「850円」を「1,080円」に、口径25ミリ「920円」を「1,160円」に、口径30ミリ「1,320円」を「1,660円」に、口径40ミリ「1,460円」を「1,840円」に、口径50ミリ「5,900円」を「7,400円」に、口径75ミリ「7,800円」を「9,800円」に、口径100ミリ「9,800円」を「1万2,300円」に、それぞれ改めるものでございます。

続きまして、基本水量を超過した水量に対して規定しております超過料金でございます。

超過水量1立方メートルから100立方メートルまでは、1立方メートルにつき「90円」を「110円」に、同じく101立方メートルから500立方メートルまでは、1立方メートルにつき「100円」を「130円」に、同じく501立方メートル以上は、1立方メートルにつき「110円」を「140円」に改めるものでございます。

次に、種別、私設消火栓でございますが、基本料金、超過料金ともに「250円」を「310円」に改め、次に、種別、臨時用につきましては、使用水量1立方メートルにつき「110円」を「140円」にそれぞれ改めるものでございます。

改正条例の2ページに戻っていただきまして、附則といたしまして第1項でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行させていただくものでございます。

次に、第2項から第4項につきましては経過措置を定めております。

第2項では、改正後の料金に関する規定は平成30年5月分以降の水道料金について適用し、同年4月分までの水道料金につきましては使用が前月でございますので、なお従前の例による旨を定めております。

第3項及び第4項では、企業など特に使用水量の多い需要家に対しまして、その経営等に与える影響を考慮し、急激な変動を緩和するため、平成30年5月分以降の水道料金につきまして2カ年の段階的な措置をそれぞれ定めております。

以上、議第67号 垂井町水道事業給水条例及び垂井町簡易水道給水条例の一部改正について補足説明をさせていただきました。

上下水道課所管に係ります議第66号及び議第67号についての補足説明は、以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） ただいま上程されました議第68号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条、今回の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,797万

9,000円を追加し、総額をそれぞれ93億3,110万8,000円といたすものでございます。

第2項、補正いたします款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額につきましては、1ページにありますとおり第1表、歳入歳出予算補正によることとしておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

それでは、細部につきまして事項別明細書により御説明をさせていただきます。

まず初めに、歳出から御説明を申し上げたいと思いますが、8ページをごらんいただきたいと思っております。

款2総務費、項1総務管理費、目5の財産管理費でございます。こちらにつきましては、来年度に建設を計画しております新庁舎の建物内装の一部に町産材の杉を使用した木質化を図ることから、材の特質等を考慮いたしまして、当該工事材料に係ります予算措置をこのたびお願いをした次第でございます。今回は、原木の調達、切り出しから運搬、第1次製材乾燥圧密加工前までの木取りでございますが、それまでを想定してございまして、これらの工程が完了した材料を購入しておく必要がありますことから、節16原材料費でございますけれども、新庁舎建設工事用町産材として500万円の追加をお願いしたところでございます。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、款2総務費、項3戸籍住民台帳費、目1の戸籍住民台帳費でございますが、こちらにつきましては、住民課戸籍係の件数関係でございますけれども、去る4月の人事異動に伴いまして、節2給料で149万2,000円、節3職員手当等で65万3,000円、節4共済費で8万4,000円の増額をお願いしたところでございます。

続きまして、節13委託料につきましては、こちらにつきましては、社会保障税番号制度のシステム整備に係ります、摘要にございますが住民基本台帳システム改修業務委託料といたしまして1,600万6,000円をお願いしたものでございます。国からの通知に基づきましてマイナンバーカード等の記載事項の充実を図ることから、係ります改修費をお願いしたところでございます。

次に、款3民生費、項1の社会福祉費、目1の社会福祉総務費、節19負担金、補助及び交付金700万円でございます。こちらは、町社会福祉協議会に対します補助金でございます。今年度の当初予算では、既決額といたしまして1,088万5,000円を措置しておったところでございますが、施設利用者等の減少により運営状況が思わしくなく、これまで留保資金等を活用するなどその運営に当たりましては鋭意努力を重ねていただいていたまいりましたが、早急に安定した運営基盤を確立する必要性から、このたび増額をお願いした次第でございます。よろしくお願いいたします。

次に、節23の償還金、利子及び割引料の1,553万6,000円でございますが、こちらは過年度分の福祉医療助成事業補助金に係ります国県に対します返還金でございます。

次に、目10介護福祉費でございますが、こちらは過年度分の低所得者保険料軽減負担金等につきまして、同じく精算の結果、国県への返還金が生じたので、節23償還金、利子及び割

引料において3万6,000円の増額をお願いいたしました。

次に、節28の繰出金でございます。介護保険特別会計への繰出金でございますが、①にございます介護給付費負担金で29万9,000円、9ページに移りますけれども、②の事務費等で54万4,000円、合わせまして576万3,000円を増額いたすものでございます。

次に、目11障害者福祉費でございます。こちらにつきましては、平成30年度の制度改正に向けまして自立支援給付支払等システムの改修を行うため、節13委託料でございますけれども、54万円をお願いいたしましたところでございます。なお、財源内訳にございますとおり、国庫支出金27万円でございますけれども、2分の1相当額が交付される見込みでございます。

次に、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。

まず、節20の扶助費のほうから御説明を申し上げます。

扶助費の1番にございます養育医療費助成事業でございますが、こちらにつきましては出生時の体重が2,000グラム未満の未熟児の保護者に対しまして医療費を助成いたすというものでございますが、御案内のとおり、去る6月議会におきましても50万円の追加をお願いいたしました。さらに不足が見込まれますことから、このたび100万円の増額をお願いした次第でございます。次に、2番にございます障害児施設給付等でございます。放課後等デイサービスに係ります関連でございますけれども、同じく不足が見込まれますことから3,523万6,000円を増額いたすものでございまして、合計合わせまして、節20扶助費におきまして3,623万6,000円をお願いした次第でございます。なお、財源内訳にございますとおり、国庫支出金で2分の1相当額1,816万3,000円、県支出金、4分の1相当額でございますけれども、908万1,000円が交付される見込みでございます。

戻りますが、節12の役務費でございます。今、申し上げましたとおり、障害児通所給付費等の増額を受けまして、岐阜県国民健康保険団体連合会へ支出を予定しております審査支払手数料でございますけれども、5万6,000円の増額をお願いいたしました。

続きまして、款4衛生費、項2清掃費、目1の清掃総務費。こちらにつきましては、クリーンセンターに係ります職員人件費でございます。人事異動に伴い、節3職員手当等で44万4,000円をお願いいたしました。

10ページに入りますが、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費でございます。

まず、1番にございますわな捕獲を中心とした捕獲体制のモデル事業補助金54万円でございますが、こちらにつきましては、野生鳥獣によります被害を軽減するなどの目的で地域住民が主体となった捕獲体制の整備を支援するためのものでございます。今回、宮代地区を予定しておるところでございます。

次に、2番にございます後継者等就農給付金の150万円でございますが、農業就業者の高齢化が進展いたす中、新規就農から1年を経過していない45歳から55歳未満の者を対象とした中高年向け給付金として助成をいたす事業でございます。

以上、合計をいたしまして、節19負担金、補助及び交付金で204万円の追加をお願いいたし

ております。なお、これらの事業につきましては、いずれも全額県支出金で措置される見込みでございます。

次に、同じく款6農林水産業費、項2林業費、目2林業振興費でございます。ここでは主に森林配置計画に係ります費用をお願いしております。地域の意向を反映しながら森林の配置、あるいは環境保全林等を設定するに当たりまして、節8報償費でございますけれども、地域検討会の開催などに5万円、節11需用費では食糧費に8,000円、また節12役務費では通信運搬費として1万円、節13委託料の1番では、森林配置策定業務といたしまして20万円を、節14使用料及び賃借料では、有料道路通行料として1万1,000円の追加増額をお願いした次第でございます。

以上の申しました事業につきましては、全額が県支出金で措置される見込みであります。

委託料で少し飛ばしましたが、節13委託料の2番でございます。これにつきましては、観光景観林整備業務委託料でございますが、すぐれた森林環境の形成・整備を図ることを目的とした事業でございます。420万円の増額でございます。

整備いたします所在地でございますけれども、大石字浦谷地内を予定いたしております。事業規模、面積につきましては、約21ヘクタールとしておるところでございます。本事業につきましても、全額県支出金で措置される見込みとなっております。

続きまして、款7商工費、項1商工費、目3観光費、節15工事請負費に483万円をお願いいたしました。こちらにつきましては、関ヶ原古戦場統一看板設置工事でございますけれども、関ヶ原合戦で活躍をいたしました武将の陣跡などの案内看板を設置するものでございまして、今回の補正では池田輝政陣跡など3武将の案内看板を設置するため、このたび追加をお願いをしたところでございます。なお、本事業につきましては、全額の483万円は県支出金で措置されるものでございます。

あわせまして、今年度の当初予算で計上しておりました中山道案内看板設置工事でございます。当初予算で160万円計上いたしておりましたが、このたび全額県支出金が交付される見込みと相なりましたことから、財源の更正をお願いしておるところでございます。

続きまして、11ページに入りますが、款8の土木費、項2の道路橋りょう費、目3の道路新設改良費でございます。こちらは、道路・舗装・路側改良工事といたしまして、節15工事請負費におきまして4,030万円の増額をお願いいたしました。

表佐134号線道路改良工事など、合計いたしまして5路線の工事を予定しております。配付してございます資料の中に施工箇所の図面を添付いたしておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

次に、款8土木費、項3の河川費、目2の河川維持費でございます。こちらにつきましては、河川整備工事といたしまして、節15工事請負費におきまして2,000万円の追加でございます。大谷川下流の河川断面、あるいは河床等の整備工事を本年予定をさせていただいたところでございます。

続きまして、款8土木費、項4の都市計画費、目8の駅周辺整備費でございます。こちらは、駅周辺施設の修繕料等につきまして不足の見込みから、節11需用費でございますけれども、50万円の増額をお願いいたしましたところでございます。

次に、節15工事請負費でございますが、こちらは駅の南、そしてまた北広場の防犯カメラ設置工事に関するものでございます。JR垂井駅周辺につきましては、駅利用客を狙った犯罪が発生しやすい場所でもございまして、去る7月には垂井警察署長からも町長宛てに防犯カメラ増設等に関する依頼もあったところでございます。そうしたことを受けまして、垂井駅周辺の犯罪抑止に向けた早急な対策といたしまして、駅の南、そしてまた北広場にそれぞれ防犯カメラ1台ずつを増設するため250万円の追加をお願いしたところでございます。

次に、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費でございます。こちらは、清流の国ふるさと魅力体験事業補助金に関するものでございます。本事業につきましては、小・中学校等の児童・生徒が県内にございます歴史・文化等にかかわる施設などを訪れ、そしてまた体験学習を通じてふるさと岐阜への愛着を強く持ち、心豊かでたくましい子供に育つことを目的とした事業でございます。今般、垂井町内2つの小学校が指定を受けることと相なりまして、節19負担金、補助及び交付金におきまして、37万9,000円の追加をお願いしたところでございます。なお、本事業につきましては県の委託事業でもございまして、全額が県支出金で措置される見込みでございます。

続きまして、12ページをお開き願いたいと思います。同じく款10教育費、項5社会教育費、目4の文化財保護費でございます。こちらは、文化財保存修理事業補助金に関するものでございまして、町の指定文化財でもございます平尾の願證寺でございますが、鐘楼の石垣など早急な修繕が必要となりましたことから、係ります費用の2分の1相当額を補助金として交付するため、節19負担金、補助及び交付金において52万円の増額をお願いいたしましたところでございます。

同じく款10教育費、項6の保健体育費、目1の保健体育総務費でございますが、こちらにつきましては、生涯学習課所管の職員人件費でございます。去る人事異動に伴う職員増などによりまして、節2給料で220万1,000円、節3職員手当等で103万7,000円、節4共済費では34万7,000円を増額いたすものでございます。

以上が歳出でございます。何とぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金、節12母子保健衛生費負担金でございます。歳出予算の養育医療費助成事業費の増額に伴いまして、56万円を増額いたすものでございます。

続きまして、節13障害児施設給付費等負担金につきましては、同じく歳出の障害児施設給付費等の増額に伴いまして、国庫負担金につきまして1,760万3,000円を増額いたすものでござい

す。

次に、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節9の地域生活支援事業費補助金でございます。同じく歳出の自立支援給付支払等システム改修業務54万円の増額に伴いまして、2分の1相当額についての27万円の増額をお願いしたところでございます。

次に、款14県支出金、項1県負担金、目2の民生費県負担金、節13障害者自立支援給付費等負担金でございます。歳出で申しました障害児施設給付等の増額に伴いまして、県負担金といたしまして880万1,000円の増額をお願いするものでございます。

節15母子保健衛生費負担金でございます。歳出予算の養育医療費助成事業費の増額に伴いまして、県負担金といたしまして28万円の増額をお願いいたしております。

次に、7ページでございますが、款14県支出金、項2県補助金、目5農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金でございます。同じく1番の後継者等就農給付金150万円、2番の野生鳥獣保護管理推進事業補助金54万円につきましては、歳出で申しました金額と同額が県補助金で措置されるものでございます。合計で204万円の増額を行うものでございます。

次に、節2の林業費県補助金は、観光景観林整備事業補助金でございます。全額が県補助金で措置されることから、同額の420万円の増額を行うものでございます。

目6の商工費県補助金、節2の観光費県補助金でございますが、1番の広域観光環境整備事業費補助金は、関ヶ原古戦場統一看板設置工事の増額に伴いまして、全額の483万円の増額を、2番につきましては、中山道の案内看板の設置工事、当初予算で160万円を予定いたしておりますが、このたび当補助金に県補助金が交付される見込みから、財源更正を行わせていただくものでございます。

次に、項3委託金、目5農林水産業費委託金、節2林業費委託金27万9,000円につきましては、歳出で申しましたとおり、森林配置計画策定業務委託費に関するものでございます。同額の増額をお願いしたところでございます。

次に、目9教育費委託金、節1教育費委託金につきましては、清流の国ふるさと魅力体験事業委託金に関するものでございます。全額が県委託金で措置されますことから、37万9,000円の増額を計上させていただきました。

次に、款18繰越金でございますが、収支の均衡を図ることから1億2,713万7,000円の増額補正をお願いしたところでございます。

以上が歳入でございます。

なお、13ページにつきましては給与費明細書を掲載させていただいておりますので、後ほどお目通しを願いたいと存じます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（角田 寛君） 住民課長 北村嘉彦君。

〔住民課長 北村嘉彦君登壇〕

○住民課長（北村嘉彦君） 私からは、住民課所管に係ります議第69号 平成29年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。

議案書第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ547万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を35億7,547万5,000円とするものでございます。

それでは、議案書6ページをお願いいたします。

歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料で104万9,000円を、節3職員手当等で92万円を、それから節4共済費で40万1,000円を、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。これは、職員の異動に伴います人件費の増額分でございます。

次に、節13委託料で32万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。国保の制度改革に伴いまして、県と連携しております月俸・年俸のデータベースのシステムの改修費用を見込んだものでございます。

次に、款8保健事業費、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費、節18備品購入費であります。27万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、保健指導事業におきまして各地域での健康相談を行うため、体組成測定器の購入費用を計上したものでございます。

次に、款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、節23償還金、利子及び割引料でございます。250万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、平成28年度の退職者医療の療養給付費等交付金の額が確定したことに伴いまして、既交付額が超過となりましたので、返還をいたすものでございます。

続きまして、歳入でございます。5ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目7制度関係準備事業費補助金、節1制度関係準備事業費補助金でございますが、497万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。平成30年度の制度改革に向けまして、自庁システム改修費用につきまして補助対象として計上できるものとなりましたので、今回お願いするものでございます。

次に、款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金で50万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。この繰越金によりまして収支の均衡を図ったものでございます。

なお、7ページには給与費明細書を掲載させていただいておりますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 上下水道課長 立川昭雄君。

〔上下水道課長 立川昭雄君登壇〕

○上下水道課長（立川昭雄君） 私のほうからは、上下水道課が所管いたします議第70号及び議第71号について補足説明をさせていただきます。

初めに、議第70号 平成29年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

お手持ちの資料の最終ページに概要図を載せてございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

今回の補正は、栗原地内におきまして2件の新規給水申し込みがございました。この給水に対応するため、配水管を新設する必要が生じたので、工事請負費等の増額をお願いするものでございます。

それでは、議案書表紙でございます。第1条で、歳入歳出それぞれ294万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,234万8,000円とするものです。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。6ページをごらんください。

款2事業費、項1事業費、目1事業管理費でございます。節15工事請負費で215万8,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款4予備費、項1予備費、目1予備費、節29予備費でございますが、施設故障等の緊急対応と収支の均衡を図るため、既決額に79万円の増額をお願いし、453万5,000円とするものでございます。

続きまして、歳入でございますが、5ページをごらんください。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1事業費負担金、節1事業費負担金でございますが、栗原簡易水道負担金につきましては、既決額104万3,000円に190万5,000円を増額いたしまして294万8,000円とするものでございます。内訳といたしましては、給水過入金10万6,920円、特別会計入金84万2,400円、分水工事負担金32万4,000円、公道分工事費用負担金167万5,080円でございます。給水の申し込みをされた2件の方に、垂井町簡易水道給水条例第5条の規定によりまして納付をいただくものでございます。

以上、議第70号 平成29年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきました。

続きまして、議第71号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、さきの人事異動に伴いまして不足いたします経費について増額をお願いするものでございます。

それでは、議案書表紙でございます。第1条で、歳入歳出それぞれ39万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,603万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。6ページをごらんください。

款1公共下水道費、項1公共下水道費、目1下水道建設費でございます。節3の職員手当等で22万4,000円、節4の共済費で17万円、合わせて39万4,000円の人件費の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございますが、5ページをごらんください。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金でございますが、既決額に39万4,000円を増額いたしまして2,203万7,000円とするもので、繰越金にて歳出の財源確保と収支

の均衡を図った次第でございます。

なお、7ページに給与費明細書を添付しておりますので、お目通し願います。

以上、議第71号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきました。

上下水道課所管に係ります議第70号及び議第71号についての補足説明は以上でございます。御審議の上、御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいま上程されました議第72号 平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、健康福祉課所管ですので、私のほうから補足説明をさせていただきます。

初めに、表紙の第1条ですが、歳入歳出予算の総額に785万1,000円の増額をいたしまして、歳入歳出予算総額をそれぞれ23億5,585万1,000円とするものです。

それでは、細部につきまして歳出から御説明をさせていただきます。

7ページをごらん願います。

初めに、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節2給料、節3職員手当等、節4共済費ですが、こちらは健康福祉課の職員に係ります人件費などで職員の人事異動に伴いまして、それぞれ155万5,000円、112万2,000円、62万7,000円の増額をお願いするものです。

次に、節13の委託料の介護保険制度改正等システム改修業務委託料ですが、平成29年度の介護保険制度の改正に対応するためのシステム改修業務で216万円の増額をお願いするものです。

次に、款2保険給付費、項6高額医療合算介護サービス等費、目1高額医療合算介護サービス費、節19の負担金、補助及び交付金ですが、こちらは高額医療合算介護サービス費負担金で、昨年1年間の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が著しく高額になった場合に被保険者の負担を軽減するための負担金ですが、6月までの支給実績と現在の支給確定額などを踏まえ、本年度の見込み額を算定しましたところ、当初予算額に対しまして不足する見込みとなりましたので、238万7,000円の増額をお願いするものです。

以上が歳出です。

続きまして歳入ですが、5ページをごらん願います。

歳入につきましては、基本的に国、県、町、被保険者など、負担について割合が定まっておりますので、ルールに従い計上しております。

初めに、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金ですが、こちらは介護給付費国庫負担金で、国の負担分給付費の20%相当分として47万7,000円の増額をお願いするものです。

次に、款4国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金ですが、こちらは介護給付費調整交付金で、市町の保険料基準額の格差調整をするために交付されるもので、給付費の3%相当

分として7万2,000円の増額をお願いするものです。

次に、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金ですが、こちらは介護給付費交付金として第2号被保険者の保険料に当たる部分で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、給付費の28%相当分として66万8,000円の増額をお願いするものです。

次に、款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金ですが、こちらは介護給付費県負担金で、県の負担分給付費の12.5%相当分として29万9,000円の増額をお願いするものです。

次は、6ページに移りまして、款9繰入金、項1一般会計繰入金の目1介護給付費繰入金の介護給付費負担金繰入金ですが、こちらは町の負担分として給付費の12.5%相当分を一般会計から繰り入れるもので、今回29万9,000円の増額をお願いするものです。

次に、目2事務費等繰入金ですが、人件費やシステム改修の委託料などの事務費につきましては全額町が負担するもので、一般会計から繰り入れるため、今回546万4,000円の増額をお願いするものです。

次に、款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金の前年度繰越金ですが、今回57万2,000円の増額をお願いするわけですが、こちらで収支の均衡を図った次第でございます。

歳入歳出は以上でございます。

8ページ以降に給与費明細書をつけておりますので、お目通しをよろしくお願いいたします。

以上、議第72号 平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（角田 寛君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第60号から議第72号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦勞さまでした。

午前11時09分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 角 田 寛

会議録署名議員 太 田 佳 祐

会議録署名議員 広 瀬 隆 博